

平成25年(ワ)第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 125名

被告 東京電力株式会社, 国

原告第36準備書面

(裁判所の平成26年9月9日付求釈明事項第5-4に対する回答)

平成26年11月10日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌



原告らは、裁判所の平成26年9月9日付求釈明事項第5-4(原告らは、「耐震設計上重要な設備」(訴状27頁)とは、具体的に何を指すのか明らかにされたい)に対し、以下のとおり、回答する。

1 「耐震設計上重要な設備」は新指針でSクラスに分類された設備であること

耐震設計上重要な設備とは、原子力安全委員会が平成18年9月19日に決定した新指針(訴状21頁以降参照)において、耐震設計上の重要度分類としてSクラスに分類された施設を指す。

Sクラスに分類された施設は、自ら放射性物質を内蔵しているか又は内蔵している施設に直接関係しており、その機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のあるもの、及びこれらの事態を防止するために必要なもの、並びにこれらの事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要なものであって、その影響の大きいものとされている。

2 Sクラスに分類される設備

新指針は、Sクラスとして、具体的には、以下のように分類している。

- i) 「原子炉冷却剤圧力バウンダリ」(軽水炉についての安全設計に関する審査指針において記載されている定義に同じ。)を構成する機器・配管系
- ii) 使用済燃料を貯蔵するための施設
- iii) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設
- iv) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
- v) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
- vi) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設
- vii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設で上記vi)以外の施設

3 冷却系の配管系の重要性

なお、Sクラスに分類される設備の中でも、冷却系の配管系はとりわけ重要というべきである。このことは、新指針がSクラスに分類される施設として最初に挙げているのが上記i)であることにも現れている。

なぜ冷却系の配管系が重要かという点、配管系は、接合部や貫通部等を必ず伴い、振動に対する脆弱性を不可避的に有しており、しかも、配管系の中身が冷却材の場合は、僅かな亀裂でも冷却材の漏洩を起こし、深刻な事故につながりやすいからである。

4 本件事故後の5号機の一次スクリーニング

ところで、被告東電は、本件事故後、5号機の配管について一次スクリーニングを行っている。その結果、応答比が設計時の裕度を上回っている設備について、基準地震動 S_s による解析評価を実施(ただし、主蒸気系配管、残留熱除去系配管本体は東北地方太平洋沖地震の地震動)したところ、その相当部分で、発生応力の計算値が評価基準値を上回っていた。(甲A1 76頁)

上記の結果に鑑みると、バックチェック未了のその他の号機も同様の脆弱性を有するとみるのが自然である。

以上